

渡辺(ひ)委員

私の方からは、今回の報告がございました、さがみ縦貫道路の開通に伴う、さがみロボット特区の申請に合わせて、県版特区の創設を検討しているという報告がありました。この辺に関連して質問をしたいと思いますが、まず産業集積を進めていく上で、今後国に申請するさがみロボット特区と県版特区との違いについて、どうなっているのか。その整理も含めてまず聞きたいと思います。

新産業振興課長

基本的には、さがみ縦貫道路沿線等の地域におきまして、企業の立地、産業の集積、そういったところを目指しております。そういった意味では、今回の国に申請しました総合特区、そして県版特区も両方とも同じ目的を持つものでございます。ただ、その中で国に権限があるものについては、この総合特区を活用させていただいておりますし、県でできるものについては県版特区という形でやらせていただきたいということで、政策を総動員する形で相乗効果を図ってまいりたいと考えております。

その中で特に国の方に出したもので、ロボットに関する規制の緩和というところにつきましては、県の方で該当する規制がございませんので、県版特区の方にはそういったものは含まれていないというところになります。

渡辺(ひ)委員

分かりました。今の御説明でその部分については十分理解をします。相乗的にやっていきたいと、その中で要は規制の権限の問題もあるので、しっかり分けてそれは要望していくというふうに理解をしました。

私が思うのは、その中でも各市町村がこのことについて期待をするところが非常に大きいと思うんです。特にさがみ縦貫道路が着工されている最中でも、各市町村の首長辺りからは、さがみ縦貫道路の開通を目指して、例えば企業誘致、もしくはインター周辺の産業集積、こういう声が多く我々議員の方に今寄せられているところだと思うんです。今の御説明を受けた上でも、その中で市町村からの具体的な要望事項という話になると、その時点ではまだロボット特区というイメージが市町村になかったので、要は全体的な産業集積という意味合いが強かったのかもしれないけれども、いろいろ要望が来ていると思います。その中で、それに向けながらちょっと特区に特化して質問したいと思うんですが、今回の資料の中で県版特区の取組の方向性の中で3点記載があって、そのうちの一つに、企業の県内誘致を促進する方策の充実強化の検討という記載があります。この委員会でもその点の質問を再度聞かせていただきたいと思いますし、これは重要な点だと思いますので、かぶってはおりますが、具体的にどのようなことを検討しているのか、改めてお聞かせ願いたいと思います。

産業立地課長

企業の県内立地を促進する方策の充実強化の検討ということで、今、県が取り組んでおります企業誘致施策は、インベスト神奈川2ndステップということで、この制度は全県一律の制度になっているということがございます。今回、県版特区創設の検討ということで、この中で特にロボット産業の関連産業を集積していくということを目指しているわけございまして、この全県一律のインベスト神奈川2ndステップのままでいいのかどうか、若しくはロボット産業を集積していくために特にインセンティブを高めていく必要があるのかどうか、こういったことについては今後検討していきたいと考えております。

ただ、一方で現在、県は非常に厳しい財政状況がございますので、費用対効果も考えながら、真に有効な企業誘致施策、また特区における産業集積に寄与する方策はどうい

ったものかということで、今後具体的に検討してまいりたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

今の御答弁でよく分かりました。インセンティブが今インベスト神奈川で、これは県一律の制度になっている。これを特区にまた特化して厚くするという考え方もあるけれども、県の財政が非常に厳しいのでどうするかという話だと思うんです。私として、その辺について意見を述べたいと思うんですが、今の県の財政は様々な厳しい状況もあると思います。しかしながら、片や経済のエンジンを回すという政策を挙げているわけですから、やっぱりその辺を踏まえた中でインベストを少し変える必要があると思うし、そうしなければ神奈川県が疲弊するばかりで、希望が持てないような状況になってはいけないなと思います。

また、緊急経済の様々な見通しがあるけれども、今、インベストの制度というのは短期的な制度ではないです。どちらかという中期的な制度、要は10年間、何かしらの制度で融資するとか、そういう話になっているので、そういう点からすると短期の問題と中長期の問題はやはり違うと思うので、そういう視点の中でインベストを考えていくということが非常に重要だと思うんです。

さらに言うと、我々議員は皆さん知っていますけれども、インベスト神奈川があって、今インベスト神奈川2ndステップになっている。インベスト神奈川の時、もう全国どこと比べても見劣りをしないようなすばらしい制度というか、優遇のレベルがあった。しかし、インベスト神奈川2ndステップになったときは、大企業だけではなくて中小企業をもっと誘致をしたいということで少し中小企業にシフトして、要は制度条件も投資額も小さくしてやったという背景もありますけれども、前に比べて例えば制度の中身を見た時には、やっぱり少し制度が後退したということも否めないと思います。そうな

ってくると、さがみ縦貫道路ができたことによって、沿線他県等も含めてですけども、こういうところとの競争が出てくるわけです。そこを勝負しなければ、知事も例えばさがみ縦貫道路ができることはチャンスかもしれないけれども、沿線を使って経済が逃げていく、ものが逃げていく、人が逃げていくということを考えた場合にピンチになるかもしれない。そのためにこの特区をやるんだという

ふうに言っていました。そういうことからすると、他県と競合したときに勝てる制度、インセンティブ、これを持っていなければ、絵に描いた餅になってしまうような気もするので、我々としては強く訴えさせていただきながら、それを射程に入れてやっていかないと駄目だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その上で、次の質問ですが、もう一つ、取組の方向性の中で、環境や土地利用に関する手続や規制の緩和の検討という件があります。前回の委員会の中でも環境アセスメントという御答弁があつたと思うんですが、環境アセスメントというのは非常に大きな条件だと思うんですが、環境アセスメントの実績と神奈川県の場合どの程度時間がかかっているか、実態を教へてもらいたいと思ひます。このことによつて、今までのインベストを活用する時にどんな支障があつたのか具体的な例を少し示していただきたい。

産業立地課長

環境アセスメント手続に要する期間でございますが、本県の過去 10 年間の実績で申し上げますと、実施計画書の提出から事業者が事業着手が可能となる環境影響予測評価書の公告までの期間につきまして、平均で 2 年 10 箇月ということになっております。またインベストで企業に立地していただく際のアセスメントが支障になつた事例ということで 2 点申し上げます。

1 点は、当初立地しようとする企業は、環境アセスメントの対象となる 3 ヘクタール以上の土地を活用して、例えば大規模な研究所ですとか工場を建てようという計画があ

つたものについて、アセス制度、神奈川県の場合は工場、研究所は 3 ヘクタール以上がアセスの対象になりますので、そのアセスを嫌つて敷地面積を 3 ヘクタール以下にして、小規模な事業を実施せざるを得なかつたといったような事例がございます。

もう 1 点は立地に至らなかつた事例でございますが、神奈川県にいろいろ魅力を感じて、大規模な工場を立地しようという大手企業が、今までに何社かございましたけれども、神奈川県の場合は 3 ヘクタール以上であるということで、千葉県ですとか埼玉県に結局は立地してしまつたと、そういった事例がございます。その辺が環境アセスメント制度の企業立地おける支障ではないかなと考えております。

渡辺(ひ)委員

私も、かねがねこの点を危惧していたというか、疑問を抱いていたんです。さがみ縦貫道路だけではありませんけれども、その前に様々な基幹道路ができた時に、例えば埼玉県とか千葉県を見ると、要は神奈川県よりも、これは私のイメージかもしれませんが、いち早く基幹道路ができたインター周辺に大きなモールだとか大きな商業施設だとか大きな工業団地とか、我々の目から見ると、地域と県と市町村が一体になって、そういうものが誘致されているというイメージが私はあるんです。神奈川県はその点、そういうところが少し遅れているなとい

う気がしており、その背景にやはり環境アセスメントの特に今の面積要件が大きく影響しているのかなと思いましたが、今の御答弁の中でも少しその辺の御説明があったと思うんですが、もう一回確認で、アセスの面積要件、今言った千葉県や埼玉県はどのようになっているか、少し御説明願います。

産業立地課長

埼玉県は、工場を建てる際のアセスの対象となるのは20ヘクタール以上となっています。千葉県は特に面積要件は設けていませんで、実際にその工場が排出する排水ですとか排気ガス、そういったものを予測してアセスの対象とするかどうかを決めていると、そういう状況でございます。

渡辺(ひ)委員

もし分かればいいですが、神奈川県が平均が2年10箇月と言っていましたよね。千葉県、埼玉県のアセスの期間は分かりますか。

産業立地課長

アセスの期間自体につきましては、神奈川と大差はございませんで、千葉が3年、埼玉県が2年8箇月となっております。

渡辺(ひ)委員

今のお話を聞くと、やっぱり面積要件の差が随分出ているなという気がするんです。私は今藤沢にいますが、以前、相模原にいて、相模原で大きな自動車関連企業が抜けた土地利用について、地元の意見を聞くと、環境アセスメントが引っ掛かって、手を挙げた企業が進出できず諦めたという話を聞いているんです。そういうことになると、手続の時間短縮をするか、面積要件の緩和をするなど、この辺の変更が必要かと思うんですが、今のお話を聞くと、時間についてはそんなに他県とも変わらないので、そうすると面積要件の変更なのか、業態の指定なのかという話になると思いますけれども、その辺は今のところ何かお考えはお持ちですか。

産業立地課長

環境アセスメント制度そのものは、環境農政局が所管してございますので、こちらの検討ということになりますが、今のところ検討していることは、やはり期間が2年10箇月というのは非常に長いということで、企業が投資決定をしてから事業着手するまでに3年弱と、更にそこから工場を建てますので、実際、創業までに4年以上の歳月がかかるといったようなことですので、その期間の短縮を検討しております。また、例えば今委員がおっしゃったように、既存の工業団地の中の空き用地ができ、そこに同じような工場を建つと、それも今環境アセスメントの対象になります。そういった従前の環境悪化より、更に悪化させないと思われるところについて、そういったところも緩和していただいた方がいいんじゃないかといったようなことで、今後、環境農政部局で検討すると聞いております。

渡辺(ひ)委員

是非その辺も先ほどのインセンティブも含めて、部局横断的に連携を取り合っ

て、や

っていただきたいと思ひますし、この辺が進まない、また同じようなことが起きてくると思ひますので、2点目として要望させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

この関係の質問の最後として、さがみ縦貫道路の関係で様々な企業誘致をしていくということで、県版特区の対象地域の中で工業系の特定保留区域、これをしっかり前に進めていくということが大事だと思うんです。要は、さっきも話したように私も相模原にいて、大きな事業者が出た時は沸きましたけれども、それ以外のところについては、特定保留以外の工業誘致エリアはないということで、申請があってもお断りせざるを得ないという背景が相模原の場合あったわけです。その中で、今後、企業誘致をするという話になると、やはり工業系の特定保留地域をどうやって前に進めていくのか、大きな条件になると思うんです。しかしながら、今回のエリアによりますと9市2町、この中でもそういうエリアが11箇所既にあるんです。中には10年も20年も塩漬けになっていて何も前に進んでない。そうすると、声は掛けたけれども、資料としては特定保留エリアがありますよと県は資料も作っていますけれども、実際に来る場所がなくなってしまうということでは、絵に描いた餅になってしまうと思うんですが、この辺の特定保留の進捗をどうやって図っていくのか、これを最後に御答弁いただければと思ひます。

産業立地課長

委員御指摘のとおり、工業系保留区域における産業適地の創出というのは、なかなか進んでいないというのが現状でございます。この理由といたしましては、まずは長引く景気低迷で地価が低下してきているといったことが一つあります。もう一つは、企業の新規投資意欲が減退している中で、土地区画整理事業という手法をとって保留地を生み出して、それを売却して事業の費用とするものですが、その保留地の売却がうまくいかないんじゃないかというようなことがございまして、なかなか事業進捗に向けた地権者の合意が難航しているというのが、事業が進まない一番の原因だと考えてございます。したがって、私ども産業振興部局としましては、まずは土地区画整理事業を同時並行的に企業誘致を市町と連携して行っていくと。それで必ず土地区画整理事業済んで造成が済めば、企業が確実に立地してくれるんですよというような環境をつくっていくことで、地権者合意がまた側面から促進されるんじゃないかと考えてございまして、そういったことも取り組んでまいりたいと思ひていますし、また県のいろいろな土地利用規制部局がございまして、そういうところへも働き掛けながら、何とか一歩でも前に進むよということで、産業部局としてもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

細かい要望は途中でさせていただきましたけれども、様々なことを総合的にやっけていかないと、やっぱり駄目だと思うんです。総合的にやっけていかないとなか

なか元気も出てこないし、意欲も出てこないということなので、是非その辺を強力に、また総合的に進めていただきたいと要望させていただいて、次の質問に入ります。

次は、中小企業経営力強化支援法、この関連で質問させていただきたいと思いますが、これについては既に幾つか質問が出ておりますので、かぶらない範囲で質問したいと思いますが、はじめに確認の意味で中小企業経営力強化支援法、この制定の狙いを再度確認させていただきます。

中小企業支援課長

中小企業経営力強化支援法の狙いということでございます。

まず、法制定の背景がございまして、昨今の円高や震災の影響、あるいは内需の減退などにより、中小企業の抱えている経営課題が一層多様化、複雑化しているという状況がございまして、そこで2点狙いがございまして、1点目は、専門的知識を有する者による支援事業を通じまして、中小企業の経営力の強化を図るという点が1点目でございます。

2点目が、中小企業が例えばアジアなどの海外市場の需要を取り込み、自らの成長につなげていくための海外展開を支援、促進するという点が2点目、この2点を狙いとして制定されたものと承知しております。

渡辺(ひ)委員

次に、この法律の内容でありますけれども、どんな特徴があるのか、委員会の中で答弁があったかと思っておりますけれども、改めて確認の意味でお願いしたいと思います。

中小企業支援課長

内容、特徴でございます。まず、内容でございますが、二つの柱でこの法律は構成されております。1点目でございますが、中小企業の支援を行う法人や個人を新たに国が認定をすることで、中小企業支援事業の担い手を多様化、活性化を図る。そのことで専門性の高い支援を通じて、中小企業の経営力の強化を図るというのが1点目です。

2点目ですが、中小企業の海外の子会社などが行います現地の金融機関からの資金調達を円滑化することで、中小企業の海外展開を促進するというのが内容でございます。

このうち、1点目の支援の担い手の多様化、活性化にこの法律の特徴があるというふうに見てございます。これは新たに税務や金融、企業財務に関する専門的な知識や実務経験を持っている法人や個人を国が経営革新等支援機関として認定をすることで、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うものでございます。

渡辺(ひ)委員

今御説明いただきました制度全体、法律の内容は分かったわけですが、今御説明の中にあつた経営革新等支援機関をつくるという部分がありました。どんな機関が認定されるのか、既に答弁が出ていますけれども確認したいのと、また認定されるとどういったメリットがあるのか、具体的に教えてほしいと思っております。

さらに、逆に支援を受ける側の中小企業にとってもどんなメリットがあるのか御答弁願いたいと思います。

中小企業支援課長

まず、経営革新等支援機関の認定対象、こういった機関が対象かということですが、国が想定している対象を申し上げますと、既存の中小企業支援者、商工会や商工会議所、中小企業診断士などでございます。また税理士、公認会計士、弁護士などといった施業の関係者、また金融機関やNPO法人等を国では想定してございます。

次に、認定のメリットですが、経営革新等支援機関に認定されますと、技術や知財関係の高度な経営課題について独立行政法人の中小企業基盤整備機構に登録されています様々な分野の専門家の派遣を活用することができるという点と、もう1点が、NPO法人の場合、今、信用保険の対象外でございますが、この支援機関に認定されますと中小企業信用保険法の特例措置を受けることができるというメリットがございます。

次に、支援を受ける側の中小企業のメリットですが、今申し上げました専門家の派遣を実際に受けることができるという点以外に、国が公的なものとして認定をして公表しますので、中小企業は安心してそういう経営相談やアドバイスを受けることができると、そういう心理的なメリットがございます。また、さらに中小企業がこの経営革新等支援機関の支援を受けつつ、経営改善に取り組む場合に、信用保証協会からの信用保証料を減額する経営力強化保証制度を新たに活用することができるというメリットがございます。

渡辺(ひ)委員

非常に重要な取組で、今まで欠けていた部分が新たに制度化されるのかなという気がします。先ほど来、制度融資の話も出ていまして、今回、県が新しい制度にして先ほど軽部委員が質問しました新しい制度、商工会議所等が計画について様々なサポートをしていくということ、企業と一緒にするという新たな制度がスタートして、そこに商工会、商工会議所が絡んでいるというお話がありました。今までそういうものが少し欠けていて、要は審査のために計画を出せとか、そういう体制の中で今まで中小企業は一生懸命申請書類をつくるけれども、実際はその後やるのは自分たちだけというような世界があったと思います。

もっと言うと、来年3月で切れるであろう金融円滑化法についても、借換えをして借金を一時先延ばしするけれども、実態としては今非常に厳しい状態になっていて、ある新聞によれば、借換えをした企業が全国で30万社とか40万社いるけれども、経営内容が本当に改善したのは12%ぐらいで、そういう意味からすると来年この制度が切れる場合、本当に厳しい中小企業の環境になるという報道がされている。さらには、今、経済の緊急融資を行っています。これも今現在は全業種が対象だけれども、この秋からは業種が絞られてくる。国は融資後の状態がよくなったのだから、対象から外すよと言っているけれども、でも実際は企業によってばらばらなんです。しかしながら、それを外すということになると、まず

ます今後、倒産だとかが増えて経営的に追い込まれる可能性が中小企業にある。やっと国がその点に気が付いて、内容に踏み込んでお金をどうこうするだけじゃなくて、経営サポートだとかそういうことになったということからすると、この制度の意味合いというのは非常に私は重要だと思います。

その上で、今の御答弁の中にあった経営革新等の支援機関、これは国が認めるという制度だと思いますけれども、これには県は今後どのように絡んでいくのか。
中小企業支援課長

経営革新等支援機関認定自体は国が行うものでございますので、県は直接関与はいたしません。ただ、中小企業が経営革新等支援機関の支援を受けることで様々なメリットがございます。県内中小企業の経営力の強化を図る意味で、既存の中小企業支援機関には認定を取得していただきたいと考えております。そこで商工会や商工会議所など既存の支援機関に対しては、この経営革新等支援機関の認定制度について、私どもが情報提供を図っているところでございます。

渡辺(ひ)委員

是非その辺、うまくやっていただきたいと思うんです。さらには、先ほど言った今の景気対策特別融資枠、これについても秋から絞込みが始まってしまいますし、また金融円滑化法についても来年の3月で終わってしまう予定になっています。そういうことからすると、やっぱり周知徹底をいち早くしていくということが、中小企業を救済していくことにもなっていくと思いますので、是非その辺について、県の取組を積極的にお願ひしたいと思います。

次に、今の関連で具体的に県が関与することはないというお話でしたが、別の面から確認をさせていただきますと、例えば今回の委員会説明資料の中で中小企業制度融資の実績の資料がありました。これについては県と国の説明があって、昨年と比べると震災復興の融資については大分落ち着いてきたので、減ってきたという御説明があった。しかしながら、全体的には先ほどの融資実績になるという御説明がありましたけれども、制度融資、今回も私が聞いた法律に基づいて新たな制度融資を創設していただきましたけれども、恐らく今言ったようなことであれば、やっぱりこの制度を活用したいというところが手を挙げてくる可能性がたくさん出てくるのかなという気はするし、出てきてほしいと私は思うわけですが、その新しい制度枠も県全体の制度融資枠の中に入っているというふうに考えていいんでしょうか確認します。

金融課長

今回の国が作りました経営力強化保証制度、これを活用して県の制度融資の中で新しい経営力強化サポート融資というのをつくらせていただいたんですが、この保証については一般保証の枠の中で行うという形になっております。県の制度融資につきましては、経営安定資金一般枠というのがございますが、その枠が8,000万円ですが、その枠の中でのものがございます。これはまず融資機関が従来ここの部分というのは7年ですが、この融資に限っては最長10年というふうに認めております。ただし、この10年というのは借換えの場合という限定がございます。

す。これが7年から10年に借換えを行うことによって、月々の返済負担が大きく減ってまいります。したがって、こここのころは需要として借換えが主になるんだろうと考えております。したがって、現在の枠の中で借換えの中で可能というふうに、国もそういう形で考えて保証させていただいていますし、県の方も同様の考えでございます。

渡辺(ひ)委員

そういう意味からすると、この金融円滑化法の時限切れにリンクした形で、この制度が一つあるのかなと私自身は思います。それと先ほどの支援機関の周知だけではなくて、制度融資の面からもやはり周知の方も図っていただきたいと思っております。

今日は最後の質問として、先ほど、もう一方の柱で海外進出の支援という御答弁があったと思うんですが、これについて質問したいと思っておりますけれども、要は方針が国の方ですが、県も考え方が少し柔軟性を持って変わってきたのかなという気がするんです。どっちかと言うと、今まで中小企業は大企業に伴って海外に出してしまう、そのことを何とか抑止しないといけないというような方向性が少し強かったような気がします。この海外支援展開の支援という話になると、大企業に伴って中小企業が海外へ進出しても、本社がちゃんと残っていれば海外の支社が、また営業所がしっかり回ることによって、本社の雇用だとか税収だとかという部分がしっかり確保できるので支援をしっかりとやっていく、そのことによって海外も国内も守っていけるんだという発想が出てきたんだと思うんです。これは非常に良いことだと思いますけれども、この中で県として、これから行っていくとして、県としてどのようなことを行っていくか、御答弁願いたいと思っております。

産業立地課長

これから県が行おうとしている中小企業の海外展開支援の考え方ですが、昨年、全県企業 1,500 社ほどに海外展開事業に関するアンケートを行いまして、その際にアンケートにお答えいただきまして、今後、中小企業が海外に進出する際に行政に何を求めますかという問いについて、多くの御回答を頂きましたのが、現地の法規制だとか制度の調査に協力してほしいということですか、様々な情報収集だとか相談に応じてほしいといったようなこともございました。また資金調達というの大きなニーズとしてありまして、この資金調達につきましては、今回のこの法改正によって、国の方で資金調達のスキームを一つつくりましたので、これが意義のあることと思っております。

県で今後やろうと思っておりますのは、企業の方から御要望が多かった現地の情報収集だとか個別相談、あとは様々な規制だとか、そういったものの情報提供ということでございまして、具体的にはセミナーや相談会を開催しようと思っております。そういったところでは、海外の経済事情だとかビジネス環境に詳しい専門家の方だとか、現に海外事業を展開している民間企業の方、そういった方をお呼びして、様々な現地の法規制だとか商習慣、また現地の政情ですと

か、そういった最新情報を提供していただきたいと思っています。また、そういうセミナーが終わった後には、個別に相談の乗れるようなブースみたいなものをつくりまして、一つ一つの会社の悩みを聞いて解決していくというような、そういう体制もとっていきたいと考えております。

渡辺(ひ)委員

最後に、御要望させていただきますが、先ほどの御答弁の中にもあったかと思えますけれども、今の御答弁の中にも中小企業の海外進出を支援する意味での融資、これについては今回の法整備の中でもされているということですが、やっぱり一番に大事なのは、海外に進出するときの情報だとか不安だとか、この辺を払拭していく、この作業が一番大事だと思いますし、過去の事例を見るとその辺がしっかりしていなかった企業の中には、海外に出て行って失敗したというような企業も幾つかあるように聞いています。そういう意味では今、県の方でセミナーだとか相談会、説明会という御説明がありましたけれども、これは今でも一部、K I P等で行っているかと思えますけれども、更に充実していくことが重要だと思いますし、そのことによって、県内の企業をしっかり守って行って、そのことによって雇用だとか税収にもつなげていけるということだと思いますから、情報整理のタイミングをしっかり捉えながら、従前のやり方であるセミナーや相談会だけでなく、もう少し前向きな姿勢で、また重層的な体制でしっかりその辺を積み上げていただきたいということを要望させていただいて、私の質問を終わります。

渡辺(ひ)委員

私がまず聞きたいのは、今回の資料説明の中にもありませんでしたけれども、各委員に当局の方から御案内が既にあった中小企業のBCPの策定支援、これの御案内を頂きました。この関連で、まず質問をしたいと思うんですが、中小企業のBCPについては我が党もずっと主張をしております、昨年の3・11以降この機運が高まっているんですが、その以前から質問させていただき、私も昨年の6月の代表質問の中でこの取組を質問させていただきました。なかなか必要を感じながらもそこまで手が回らないという中小企業が多いので、これについてしっかり県としてのサポート体制を進めるべきという話をさせていただき、また、その時も当局との打合せの中では、既に東京都がこのBCPの中小企業支援について、かなり手厚い制度設計をしておりました。具体的に言うと、今回、神奈川県が始めたような東京都の規模からすればごくわずかということになると思いますけれども、数十社の企業のBCPの相談について、無料で相談に乗っていくという制度も東京都が先行していた。これについても以前から私自身も当局に求めていたところですが、今回その制度を神奈川県でもやるという御案内がありましたので、これに関連をしてちょっと聞きたいと思いますが、8月23日に記者発表した今年度の企業のBCPの支援施策の概要について、まず確認をしたいと

思います。

中小企業支援課長

今年度の事業の概要でございます。今年度は、まず既に平成 21 年度に策定をしておりましたガイドブックでありますBCP作成のすすめというガイドブックを昨年度改訂をしましたので、その改訂版のガイドブックと、これも昨年度研修、セミナー等で育成をさせていただいたBCPの作成指導者の活用の促進を図るために、8月に記者発表させていただいた事業に取り組むことといたしました。概要でございますが、希望する中小企業等 40 社を募集いたしまして、応募のあった企業を順次、これはBCP応援隊と名付けておりますが、巡回相談員を訪問させまして、その企業の課題やニーズの把握を行いまして、その企業に即した作成指導者を選定いたしまして、3回まででございますが、無料で派遣をする取組でございます。

渡辺(ひ)委員

今、御説明の中で特徴的な制度ということで、3回まで無料ということですが、ちょっと確認ですが、一般的に言うと、基礎的な基本的な中小企業BCPが出来上がるまでには、通常こういう相談事業というのは何回ぐらいやれば大体でき上がるのか教えていただきたいと思います。

中小企業支援課長

その企業の業種や状況によって様々ではございますが、平均的に今申し上げました3回程度というふうに承知をしてございます。

渡辺(ひ)委員

であれば、今回の制度は 40 社限定ですが、BCPが出来上がるまで、県として無料でフォローしていくという制度がスタートするという事だと思っておりますけれども、私も昨年、散々もっと早くやれという話をした気がするんですが、この制度を入れ込んだ、その至った考え方を御説明願えればと思います。

中小企業支援課長

昨年度、BCPにつきましては企業が自主的に策定をすべきもの、そのための経費につきましては、企業が応分の負担をするのが基本という考えを委員にも御説明させていただきました。その基本的な考え方は変わってはいませんが、ただ、昨年度つくりました仕組み、作成指導者リストを県内の各支援機関に昨年度提供いたしました。この作成指導者を企業から相談があったら活用してくださいというお願いをしておったんですが、なかなかその活用が進まないという状況がございました。そういうことでこのBCPの普及啓発、これからますます強化していかなければいけないということと、先ほど東京都の例がございました。東京都も無料派遣の取組を以前から行っているということから、今年度事業として3回まで無料という事業に取り組むということにしたものでございます。

渡辺(ひ)委員

次に、ちょっと確認をしたいんですが、今回の募集は、いろいろな財源の問題があると思っておりますけれども、40 社限定ということで、募集要綱の中で要件が3点

説明が記載されております。要件を設定した理由というのをちょっと説明願えますか。

中小企業支援課長

募集要綱の中に3点、参加要件というのを設定させていただいています。トップ経営者の参加、主導があること、2点目は、全社的な展開へとつなげていただけること、3点目が普及啓発活動、広報へ協力していただけること、この三つを掲げました。今回40社募集して無料で派遣という取組は、40社の企業に単にBCPをつくっていただくということだけではなくて、先ほど活用がなかなか進まないということで、この40社の企業にBCPをつくっていただいて、その先で自分がつくった企業の事例を県内の企業に広めていただくということで、今年度その他の事業で事例発表会であるとか策定事例集の制作も予定しております。ということで、この40社につきましては、つくった先に事例発表していただくという点と、発表していただくので、良いBCPをつくっていただきたいと、そういう考えから今申し上げました3点目の普及啓発活動、広報へ協力をしていただけることというのを要件にしたことともに、単に企業の勉強会、研修会で応募するんじゃないかって本気でというか、真剣にその企業のBCPをつくると、そういう意気込みを要件ということで、トップ経営者の参加、主導であるとか、全社的な展開につなげていただく、これを要件としたものでございます。

渡辺(ひ)委員

県の財政が非常に厳しい中で、40社限定で応募するわけですけれども、そういう意味で財源はどんな形になっていますでしょうか。

中小企業支援課長

財源でございますが、県費ではなくて国の緊急雇用基金を使って取り組んでおります。

渡辺(ひ)委員

そういう意味では県のお金を使わずに国のお金ということであれば、もっと早くやってほしかったなという気がしたわけですけれども、今言ったように、財源は国のお金だということ、さらには今言った事例発表等をやっていただくということ。私が以前確認をした時点では、県で指導者を育成して、指導者の1回の派遣料が8,000円程度だった気もするんですが、そうすると3回やると2万数千円、せいぜい3万円ということだと思っんです。それを無償にした。その代わりに事例発表等があるということになると、別の側面から見ると非常に経済効果があるだろうと。要は啓発のための事業をしっかりとBCPをつくってもらって、それを啓発してもらって、更には参加要件の中に波及効果のある企業を優先して入れていくということを入れていくと、費用が国費だという中でやっていくということになるので、非常に効果があると思っんですが、ちょっと確認で、今言った、現在は国の方の緊急雇用の基金を使うということですか、この基金というのはいつまであるんですか。

中小企業支援課長

今年度までの基金と承知しております。

渡辺(ひ)委員

その辺は、今回初めてやるのでいいんだと思いますけれども、うまく今年度の基金の中で回っていけば良いなど私は願っておりますが、最後に、私はたまたま震災対策調査特別委員会にも入っております、その関係で今、安全防災局が神奈川県地震災害対策推進条例(仮称)を検討して、当然、今、常任委員会でも議論されていると思いますが、この中に県がやること、事業者がやること、県民がやることを大きく分けて、様々な役割分担を条例の中に入れ込んであります。その素案の中に、これは商工でやる話ではないかもしれませんが、特別委員会には部局横断的に商工の方々も来ていらっしゃる、そういう絡みで聞かせてもらいますけれども、その事業者の責務の中に事業継承という話が明確に文章として2箇所も入っています。そういう意味からすると、事業継承イコール全てではありませんが、そのバックボーンになるのがこのBCPではないかと私は思うんですけれども、この辺について商工労働局としてはどういうふうに考えていらっしゃるか。

中小企業支援課長

確かに現在、安全防災局において神奈川県地震災害対策推進条例(仮称)ですが、制定に向けた作業が進んでおりまして、8月のパブリックコメントで骨子案が公表されています。その中の事業者の責務として3点規定がなされております。その中の2点目に、地震災害発生時における事業継続を可能とする体制整備という規定がございます。また、この条例の骨子案の目的を見ますと、この条例は県、県民、事業者等の協働により地震災害に強い社会を実現することを目的としており、その実現のためには、県内に約30万あります中小企業事業者の取組が不可欠であると考えております。また今申し上げました事業者の責務の規定ですけれども、事業継続を可能とする体制整備、これはBCPそのものと思っておりますので、その企業がBCPを策定することは、その企業の災害対応力を高めるだけではなくて、BCPを策定する企業が面的に広がることによって、地域全体の災害対応力の向上につながるものでありますので、私ども極めて重要な取組だと考えております。

渡辺(ひ)委員

最後、要望にとどめておきますけれども、今言った御答弁であれば、クロス・ファンクションという意味からすると、やはり条例が出来上がってくる、その中に事業者の責務として明確に県が、努力義務であります、努めることとするというふうに入れ込む。さらには今御答弁が詳しくなかったですが、別の箇所には事業継承を図りながら、要は雇用を確保するという非常に重たい文章までこの条例の素案の中には入ってくるということを考えると、先ほど言った財源ということや、今回はほとんど県が持ち出しがない。やはり、この条例施行に合わせて、今回の40社が多いとか少ないとか、そういう意味ではなくて、もう少し、今年度の反省だとか事例を踏まえながら知見を踏まえながら、この条例が施行した後も、

更にBCPの中小企業に対する波及の状況を見て、例えば無償制度をもう少し拡大をしていくとか、継続をしていくとか、そういうこともやはり必要ではないかと思うし、条例をつくって先ほど言ったようなことを入れ込むからには、それなりの逆に責務が県にはあるのではないかなと私は思いますので、そのことを要望させていただいて、この質問は終わりたいと思います。